

1. 付加価値税

❖ 法律サービスに対する付加価値税

付加価値税の政策について、2021年5月11日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第15172/CTHN-TTHT号が発行されました。

海外組織に法務サービス（法理コンサルティング、係争、訴訟代理、等）を提供及びベトナム国内で消費する会社の場合、これらのサービスは上記に言及された通達・第219/2013/TT-BTC号の第11条の規定に従って、付加価値税は税率10%を適用します。

2. 個人所得税

❖ 個人所得税の扶養家族控除書類

個人所得税の政策について、2021年5月4日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第14358/CTHN-TTHT号が発行されました。

個人所得税法及び訂正法のいくつかの条項を詳細に規定し、個人所得税法のいくつかの条項を補足する2013年6月27日の政府発行の政令・第65/2013/ND-CP号の第12条5項に基づいて、納税者が、収入がない扶養者もしくは1年間に全ての収入源からの1ヶ月の平均収入が1,000,000ドンを超えない扶養者への扶養控除を登録する場合、納税者は扶養者の情報の正確性を確約し、自己で責任を負うこととなります。

3. 法人税

❖ 代理店に販売した商品に対する法人税の課税売上の計上時期

法人税の政策について、2021年5月4日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第14207/CTHN-TTHT号が発行されました。

法人税の課税所得の計算の為に売上確定時期は2015年6月22日付け財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号の第3条にある規定に従い、購入者へ商品の使用権、所有権を譲渡した時点となります。

4. 外国契約者税

❖ 外国契約者税の確定申告

外国契約者税の確定申告について、2021年5月4日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第14198/CTHN-TTHT号が発行されました。

- 外国請負業者はベトナム国内での組織と契約書を締結し、ベトナムで収入が発生する場合、外国契約者税の適用対象になります。
- 外国請負業者は付加価値に直接に計算する付加価値税、売上に対する%率で法人税を納税する対象に属する場合、会社は通達・第156/2013/TT-BTC号の第20条3項に従って、外国請負業者にお金を精算した時に申告及び契約書の満了の際に確定申告を実施する責任を負います。

❖ ベトナムでの経営、もしくはベトナムで収入が発生する海外組織、個人に適用する外国契約者税の義務

外国契約者税について、2021年5月4日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第15175/CTHN-TTHT号が発行されました。

外国の会社がベトナムの国境ゲートでの引渡条件に従って商品を提供すると同時に設置サービスを提供し、契約上、商品の価値と設置サービスの報酬は別にされる場合、その外国の会社の商品・サービスの提供からの収入はベトナムでの外国契約者税の課税対象になります。外国請負業者は通達・第103/2014/TT-BTC号の第8条2項II章に従って、ベトナムでの税務の直接申告の条件を満たさない場合、会社は外国請負業者の代わりに税金を控除、申告及び納税する責任を負います。具体的には：

- 法人税について：設備・機械に対する法人税率（%）：1%、設備・機械の設置サービスに対しては2%、その他のサービスは5%。
- 付加価値税について：会社は設備・機械を輸入した時に、付加価値税を全部納税した場合、外国請負業者の付加価値税義務は設置サービスの価値のみで計算され、付加価値税の税率は5%です。

販売者が外国の国境ゲートでの商品の輸出・送品に関する費用、責任、リスクをすべて負担する及び購入者が商品の受領・外国国境ゲートからベトナムへの運送に関する費用、責任、リスク（保証責任及び義務が販売者に属する条項がある）を負担する引渡条件により商品を提供する外国の企業の場合、この収入は通達・第 103/2014/TT-BTC 号の第 2 条に規定されている外国契約者税の課税対象になりません。

5. インボイス

❖ 電子領収書の作成日

電子領収書の作成日について、2021 年 5 月 10 日付でハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第 14875/CTHN-TTHT 号が発行されました。

政令・第 51/2010/NĐ-CP 号の第 15 条 3 項及び通達・第 39/2014/TT-BTC 号の第 16 条 2 項の案内に従って、電子領収書の作成をを実行する時期は、サービス提供に対する領収書の作成日はサービス提供の完了日であり、料金を領収したかどうかは区別しません。

領収書の署名日が電子領収書の作成日より後の場合、支社は電子領収書の作成日に基づいて、申告・納税義務を確定し、規定により計上します。

❖ 飲食サービスの仕入れ領収書の内容

飲食サービスの領収書について、2021 年 5 月 11 日付で、ハノイ市税務局によるオフィシャルレター・第 15176/CTHN-TTHT 号が発行されました。

仕入れ領収書が紙の領収書である場合、領収書の内容が通達・第 39/2014/TT-BTC 号の第 4 条の規定に従って実施され、及び領収書に添付する一覧表は通達・第 39/2014/TT-BTC 号の第 19 条 2 項に従って実施されます。

仕入れ領収書が電子領収書である場合、領収書の内容が通達・第 32/2011/TT-BTC 号の第 6 条に従って実施され、及び 2011 年 3 月 14 日の通達・第 32/2011/TT-BTC 号の第 3 条 3 項に従って、領収書の情報が必要な時にアクセスでき、利用できるように、領収書に販売した商品項目リストを全て表示しなければなりません。

6. 労務

❖ 外国人労働者の利用状況の報告書

外国人労働者の利用状況の報告書の実施について、2021 年 5 月 17 日付でホーチミン市人民委員会・労働傷病兵社会福祉局によるオフィシャルレター・第 15616/SLĐTBXH-VLATLĐ 号が発行されました。

組織、企業は 2020 年 12 月 30 日の政府発行の政令・第 152/2020/NĐ-CP 号の第 6 条に従って、外国人労働者の利用状況の報告書を提出しなければなりません。詳細は以下の通りです。

- 6 ヶ月の報告書：昨年の 12 月 15 日から報告期の 6 月 14 日まで。報告書の提出期限は 6 月 15 日から 7 月 4 日までです。
- 年次報告書：データ総合期間は昨年の 12 月 15 日から報告期の 12 月 14 日までです。報告書の提出期限は 12 月 15 日から翌年の 1 月 5 日までです。
- 報告書フォーム：政令・第 152/2020/NĐ-CP 号の第 07/PLI 号付録 1。

報告書の提出方法：組織、企業は労働傷病兵社会福祉局の電子メールフォルダ（業務・労働安全部を通じて）：[メールアドレス ldnn.dolisa@gmail.com](mailto:ldnn.dolisa@gmail.com) へ署名、捺印された報告書の画像及び報告書のファイルを送ります。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。